

令和3年1月14日

内閣総理大臣 菅 義偉 様

### 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（要望）

新型コロナウイルス感染拡大に関する対応について、多大なるご尽力を賜り心より御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、再び1都3県に緊急事態宣言が出されたところです。介護施設や在宅介護の現場では、この宣言の有無にかかわらず、重症化リスクの高い要介護高齢者への感染を防ぐため、その命を守るための努力を日夜懸命に続けています。また、これ以上の医療崩壊や介護崩壊を招かないためにも、早急なワクチン接種が期待されているところです。

この度、新型コロナウイルス感染症対策分科会において「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（案）」が示され、接種順位については、新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等並びに、高齢者及び基礎疾患を有する者を接種順位の上位に位置付け、次に、高齢者施設等の従事者への接種となっておりますが、残念ながらこの「高齢者施設等の従事者」の中には、在宅系サービスの介護事業所従事者が含まれておりません。

しかし、介護現場においては、高齢者施設のみならず、在宅系サービスにおいても地域の要介護高齢者等に対して直接接してサービスを提供しているところです。その地域の多くの高齢者等の生活を守るため、在宅系サービスの介護事業所従事者につきましても、高齢者施設等の従事者と同様にワクチンの優先接種の対象に含めて頂きますよう強く要望いたします。

公益社団法人全国老人福祉施設協議会	会長	平石 朗
公益社団法人全国老人保健施設協会	会長	東 憲太郎
公益社団法人日本看護協会	会長	福井 トシ子
公益社団法人日本介護福祉士会	会長	及川 ゆりこ
一般社団法人全国デイ・ケア協会	会長	近藤 国嗣
一般社団法人日本訪問リハビリテーション協会	会長	宮田 昌司
一般社団法人日本介護支援専門員協会	会長	柴口 里則
一般社団法人日本福祉用具供給協会	会長	小野木 孝二

令和3年9月3日

厚生労働大臣

田村 憲久 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国ホームヘルパー協議会  
会 長 田 尻 亨

日本ホームヘルパー協会  
会 長 青 木 文 江

公益社団法人日本介護福祉士会  
会 長 及 川 ゆりこ

### 長期化するコロナ禍への対応に関する要望

現在、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない状況下において、在宅ケアの最前線を担うホームヘルパーは、自身の感染や利用者間の感染を媒介してしまうことへの不安を抱えつつも、感染対策を徹底し、利用者の重度化防止、自立支援に向けてサービスを継続しています。

また、通所介護事業所等が休業した場合や、感染して自宅療養する要介護高齢者や障がい（児）者へのサービスの提供など、在宅ケアの最後の砦としての役割が期待されています。

そのような中、衛生用品や人件費、通信費等の感染症対策のかかり増し経費が発生しており、ホームヘルパー自身の肉体的・精神的負担も増加しています。

今後も、ホームヘルパーが安全にサービスを提供し、利用者も住み慣れた地域の中で安心してサービスを受けられるようにするため、下記の事項について要望します。

### 記

長期化するコロナ禍でも利用者が安心して訪問介護のサービスが受けられるように、介護報酬における「新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価」を本年10月以降も継続してください。

日 介 発 第 9 5 号  
令和 3 年 12 月 17 日

厚生労働大臣  
後 藤 茂 之 殿

公益社団法人日本介護福祉士会  
会長 及川 ゆりこ



### 准介護福祉士の取扱に関する要望書

介護福祉士の資質の確保及び向上の観点から、介護福祉士資格取得方法を一元化（全ての者に一定の教育プロセスと国家試験義務付けを実施）することが規定されました。しかし、その後、義務付けや不受験者・不合格者に関する経過措置の延期が繰り返されるなか、令和4年度より准介護福祉士の仕組みが動き出す見込みとなっております。准介護福祉士については、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（法律第52号、令和2年6月12日）の法案可決の際、介護人材の確保と資質の向上を図るための方策や准介護福祉士の在り方についての検討の要請を含む附帯決議が付されていることも踏まえ、以下の通り要望いたします。

#### 記

#### 1 准介護福祉士の介護福祉士への統一化も含めた具体的な議論を確実に行うべきである

当会といたしましては、平成19年より准介護福祉士について導入すべきではないとの要望書の提出や審議会での意見表明を行ってまいりましたが、依然として准介護福祉士の仕組みが存置されていることは、極めて遺憾と言わざるを得ません。つきましては、准介護福祉士の介護福祉士への統一化も含めた検討について、具体的な方法やプロセスを明示したうえで、確実に実施されることを要望します。

#### 2 准介護福祉士が暫定的な位置づけとされている以上、准介護福祉士に既得権が発生することは妥当ではなく、制度上の要件として扱われるべきではない

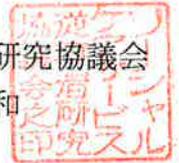
准介護福祉士が暫定的な位置づけであることを踏まえ、例えば、介護報酬に係る体制加算やサービス提供責任者、介護支援専門員実務研修受講試験の資格要件等の対象とはせず、介護福祉士とは明確に異なる扱いとしていただくことを要望します。

以上

2021年12月16日

総務大臣 金子 恭之 様

ソーシャルケアサービス研究協議会  
代表 白澤 政 和



### 「日本標準職業分類」の見直しに関する要望書

日本標準職業分類は、国勢調査や就業構造基本調査等の各種統計で利用されているだけでなく、ハローワークで使用されている厚生労働省編職業分類の大分類・中分類が一致・準拠していることから、わが国の就労支援における重要な統計基準であると承知しております。

介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士資格は、身体的・精神的・社会的に困難な状況に置かれた方を専門的知識及び技術をもって支援することの必要性から、法律上に位置づけられた国家資格として創設されたものですが、いずれの国家資格も、その資格名称をもって分類項目とされておりません。特に介護福祉士についていえば、介護福祉専門職は大分類「専門的・技術的職業従事者」として位置付けられておらず、「サービス職業従事者」に分類されている状況です。

職業分類については、「公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、原則として、当該資格の名称をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。」(日本標準職業分類一般原則第4項)とされています。三福祉士ともに、それぞれのサービス提供における重要な役割が期待されていることは、厚生労働省の審議会報告でも明らかであり、福祉士の資格名称をもって分類項目としていただくことを要望いたします。

なお、職業分類において、各資格が分類項目として明確に位置付けられることは、介護・福祉職の魅力や訴求力の向上、人材確保、定着促進等に繋がり、福祉サービスの質の向上、そして国民の福祉の向上につながるものと考えます。

#### 【問い合わせ】

ソーシャルケアサービス研究協議会 職業分類見直し担当

公益社団法人日本介護福祉士会 松下、中矢

〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目1番13号

小野水道橋ビル5階

TEL : 03-5615-9295 FAX : 03-5615-9296